

全組合員の総力をあげて闘い抜き 2018賃金確定闘争妥結



▲第三波総決起集会には460名の組合員が結集 (11月16日 全電通労働会館)

特別区人勧の見送りを区長会に決断させる!! 史上最大にして最悪の大幅賃金引下げ勧告を見送らせるための闘いに勝利

2018賃金確定闘争は、史上最大にして最悪の特別区人勧を受けて、わが組合もかつて経験したことのない、歴史に残る厳しい闘いとなりました。しかし、全組合員の総団結のもと、総力をあげて闘い抜くことで、最終局面において区長会から「人勧は実施しない」ことを確認し、第8回中央委員会で2018賃金確定闘争の妥結を判断してきました。

10月10日に出された特別区人事委員会勧告の内容は、春闘における民間の賃上げや国、多くの政令市・県の引上げ勧告に対して、一時金については0・1月の引上げとなっているものの、月例給については平均2・46%、額にして平均9、671円、年間給与額にして平均約12万3千円に及ぶ過去最大の引下げであり、特別区で働く全ての職員とその家族の生活を脅かす理不尽極まりものでした。

こうした公民較差となった原因は、行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民比較を行うべきだったにもかかわらず、人事委員会がこれを怠ったことにあります。まさに、本年の勧告は、人事委員会自

2018年
秋季闘争
特集号

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

た。こうして大衆行動等を展開し、清掃職員の賃金・労働条件の改善はもとより、特別区人勧の取扱いについても、我々の要求に踏み込むよう決断を迫ってきました。

11月2日に開催した第4回団体交渉では、わが組合の要求に対する区長会の現段階での検討状況を質したところ、何一つ踏み込んだ内容は得られなかったばかりか、21日(水)を最終交渉日と指定し妥結を求めてきました。言うまでもなく、区長会が妥結を求めたのであれば、わが組合の要求に対して踏み込んだ回答を示す以外に解決の道はないと追求し、交渉等を継続してきました。

わが組合は、18賃金確定の終盤を迎えた11月12日には第2回拡大闘争委員会を開催し、①「特別区人事委員会勧告の未実施」を今賃金確定の最大の争点と確認するとともに、②業務職給料表における給与水準の認識の是正、③55歳超の昇給抑制撤回、④扶養手当における認定要件の見直し撤回、⑤現業系人事制度の改善などを重点課題として確認。区長会が最終交渉日として迫る11月21日の翌日、22日の始業時から1時間の実力行使を配置することもに、交渉強化を確認しました。

そして、区長会が最終交渉日とする21日の15時25分から開催した小委員会交渉で一部の歩み寄りが見えたものの、最重要課題と位置付けた人勧の取扱いなど、具体的な考え方は示されず、労使の主張は平行線を辿りました。膠着状態が続くなか局面打開にむけて、わが組合の中央執行委員長・書記長と区長会側の交渉委員である副区長会正副会長による会談が持たれ、最大の争点としていた人勧の取扱いなど、踏み込んだ考え方が示されました。このことを受け、直ちにわが組合と特区連の四者会談を実施し、両組織とも区長会の最終提案の受け入れを判断。22時16分から開催された第5回団体交渉にて最終提案を受けたのち、中央委員会を再開し、全会一致で2018賃金確定闘争の妥結を判断しました。

そして、区長会が最終交渉日とする21日の15時25分から開催した小委員会交渉で一部の歩み寄りが見えたものの、最重要課題と位置付けた人勧の取扱いなど、具体的な考え方は示されず、労使の主張は平行線を辿りました。膠着状態が続くなか局面打開にむけて、わが組合の中央執行委員長・書記長と区長会側の交渉委員である副区長会正副会長による会談が持たれ、最大の争点としていた人勧の取扱いなど、踏み込んだ考え方が示されました。このことを受け、直ちにわが組合と特区連の四者会談を実施し、両組織とも区長会の最終提案の受け入れを判断。22時16分から開催された第5回団体交渉にて最終提案を受けたのち、中央委員会を再開し、全会一致で2018賃金確定闘争の妥結を判断しました。

2018賃金確定闘争は、今年度の春闘における民間賃金改善状況や国・政令市、県人勧とも過半がプラス勧告と続く情勢下において、公務員の給与決定の原則をもとに逸脱する悪である特別区人勧の実施を防ぐことに自信と確信を持ち、今後も我々の諸要求実現のため、本部・地連・支部の連携をさらに強化するとともに、東京清掃全組合員が一丸となって闘っていきましょう。

依然として厳しい情勢です。誰も何も言わなかったら勧告は実施されていたかも知れません。労働組合の要求で、史上最大にして最悪である特別区人勧の実施を防ぐことに自信と確信を持ち、今後も我々の諸要求実現のため、本部・地連・支部の連携をさらに強化するとともに、東京清掃全組合員が一丸となって闘っていきましょう。

(渡辺 歩)

2018賃金確定闘争 区長会の最終提案に対する判断について

2018年11月21日
第8回中央委員会

1. 2018賃金確定闘争の経過

1. 特別区人事委員会勧告と春闘情勢について

2018賃金確定闘争の最重要課題は、特別区人事委員会勧告史上最大の月例給の引下げを実施させないことであった。民間企業における賃金改善状況、国や多くの政令市および県人事委員会による引上げ勧告が出される中、特別区だけが大幅な引下げとなるのは、全く理解できない常識を逸したものであった。その原因は、特別区人事委員会が行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえた公民比較を行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったことにある。まさに、本年の勧告は、人事委員会が作り出した引下げであり、「職務・職責の一層の反映」と称した行政系人事・給与制度の見直しを全面的に否定するものである。地方公務員の労働基本権制約

の代償措置を行う中立・公正な第三者機関として、特別区人事委員会の責任が問われるものである。本年の民間の春闘情勢は、労働団体も経済団体も2%前後の賃上げ状況と集約している。また、厚生労働省の「平成29年賃金構造基本統計調査」の都道府県別の賃金水準を見ると、全国計30万4千3百円よりも賃金が高かった6都府県は、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府となり、最も高かったのは、東京都の37万7千5百円、全国計を大幅に上回っている。「情勢適応の原則」、「均衡の原則」、「職務給の原則」といった給与決定の原則から、ことごとく逸脱する不当な勧告であった。



▲11月16日 第三波総決起集会（全電通労働会館）

な職と捉えたり、人数を括りとする設置基準になっていないにもかかわらず、その配置に伴い、技能長職の数を減らすとする区が存在する。技能長職と担当技能

長職は、同じ3級職に位置付けられるが、職務の級が同等でも、それぞれが担う職責は異なる」ということを訴え続けた。これに対する区長会の回答は、「昨年の皆さんとの妥結に基づき、各区がそれぞれ誠意をもって適切に対応するものと考えている」とした。

また、我々が求め続けている技能主任職の任用資格基準の緩和については、「今後、皆さんから、技能主任職の任用資格基準に関する課題が示されたときには、その内容について、慎重に検討する」としている。

その後、地連ごとの第二波総決起集会と各ブロック幹事区長に対する要請行動の取組み、職場からの組合員と家族による署名行動、各区長・一組管理者への要請行動、ステッカー闘争等の取組み、本年の勧告を実施させないことを最重要課題と位置付け、特別区に働く清掃職員の賃金・労働条件の改善を訴え続けた。

10月16日、連合会館において「2018賃金確定闘争勝利！第一波総決起集会」を開催した。10月10日の特別区人事委員会の不当な勧告を糾弾し、要求実現に向けて全組合員の固い団結で、2018賃金確定闘争に勝利するための意思統一を図った。集会には315人の組合員が結集し、各地連、一組総支部、青年部から決意表明を受け、全体で闘争を上げた。

最終局面を迎える中、11月16日に全電通会館で開催した「2018賃金確定闘争勝利！第三波総決起集会」には、460人の組合員が結集し、各地連、一組総支部、青年部からの決意表明を受け、本年の勧告を断念させないことを最重点に置き、改めて2018賃金確定闘争の完全勝利を目指す意思統一を図った。

5. 職場からの闘いの積上げについて

10月16日、連合会館において「2018賃金確定闘争勝利！第一波総決起集会」を開催した。10月10日の特別区人事委員会の不当な勧告を糾弾し、要求実現に向けて全組合員の固い団結で、2018賃金確定闘争に勝利するための意思統一を図った。集会には315人の組合員が結集し、各地連、一組総支部、青年部から決意表明を受け、本年の勧告を断念させないことを最重点に置き、改めて2018賃金確定闘争の完全勝利を目指す意思統一を図った。

4. 特別区人事委員会勧告作業に関する要請、区長会要請、特別区人事委員会抗議行動について

9月5日、特別区人事委員会に対して要請行動を行い、全国一生涯費のかかる首都圏で暮らす特別区職員の生活実態と、精確な公民比較を踏まえた給料表の改定を勧告するよう求めた。

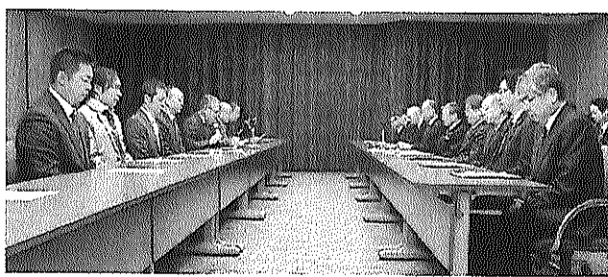
10月10日、特別区人事委員会は、一時金を0・1月引上げとしたものの、月例

10月10日に出された特別区人事委員会の勧告は、人間史上最大の引下げとなったことから、急遽その日に第一回拡大闘争委員会を開催し、勧告内容と引下げに

水準の高い特別区職員が民間の係員の賃金と比較された。③賃金決定の原則であった「生計費の原則」、「均衡の原則」、「職務給の原則」に反している。④役職段階が下がった職員は公民比較

の対象から外すなど、何ら

めて総合的に判断する。併せて、区長会が最終交渉日と設定した11月21日の歩み寄りを引き出すことを全会一致で確認した。



▲第6回団体交渉（2018賃金確定妥結）

2. 定年延長を巡る動向について

本年8月、人事院は、「少子高齢化が急速に進展し、若年層労働人口の減少が続いており、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる

よび経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠」とした。その中で、60歳に達した職員を原則管理職から外す「役職定年制」

10月10日に出された特別区人事委員会の勧告は、人間史上最大の引下げとなったことから、急遽その日に第一回拡大闘争委員会を開催し、勧告内容と引下げに

水準の高い特別区職員が民間の係員の賃金と比較された。③賃金決定の原則であった「生計費の原則」、「均衡の原則」、「職務給の原則」に反している。④役職段階が下がった職員は公民比較

の対象から外すなど、何ら

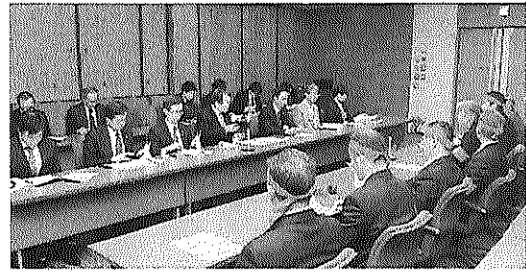
めて総合的に判断する。併せて、区長会が最終交渉日と設定した11月21日の歩み寄りを引き出すことを全会一致で確認した。

し、膠着状態に陥っている協議の進展を図り、区長会

- 10月10日(水) : 区長会要請行動(特別区人事委員会勧告に係る要請)
- 〃 : 第1回拡大闘争委員会
- 10月11日(木) ~ 10月17日(水) : 特別区人事委員会に対する組合員・家族抗議署名行動
- 10月12日(金) : 第7回中央委員会
- 10月16日(火) : 第一波総決起集会
- 10月17日(水) : 特別区人事委員会への抗議要請行動
- 10月22日(月) : 第3回団体交渉
- 10月23日(火) ~ 11月5日(月) : 組合員・家族要請署名
- 10月30日(火) : 第1回専門委員会交渉
- 【会計年度任用職員制度・臨時的任用・高齢期雇用(定年延長)】
- 10月31日(水) : 第一地連・幹事区(港区長)要請行動
- 〃 : 第一地連第二波総決起集会
- 〃 : 第2回専門委員会交渉
- 【昇給制度(55歳超昇給抑制)・扶養認定限度額】
- 11月2日(金) : 第4回団体交渉
- 11月5日(月) : 第3回専門委員会交渉

- 【技能・業務系人事制度】
- 11月6日(火) ~ 11月15日(木) : 各区長・一組管理者への要請行動
- 11月6日(火) : 第三地連・幹事区(目黒区長)要請行動
- 第三地連第二波総決起集会
- 11月7日(水) : 第五地連・幹事区(墨田区長)要請行動
- 第五地連第二波総決起集会
- 11月14日(水) : 第二地連・幹事区(文京区長)要請行動
- 第二地連第二波総決起集会
- 〃 : 第四地連・幹事区(豊島区長)要請行動
- 第四地連第二波総決起集会
- 11月12日(月) : 第2回拡大闘争委員会
- 11月16日(金) : 区長会総会座り込み行動・要請行動
- 〃 : 第三波総決起集会
- 11月19日(月) : 区長会会長要請行動
- 11月21日(水) : 専門委員会交渉【全般】
- 〃 : 第1回小委員会交渉
- 〃 : 第5回団体交渉

国や他団 今後は会



▲11月19日 区長会会長要請 (区政会館)

2018年賃金確定闘争、区長会の最終判断および最終案について

1. 勧告の取扱い

給料表および勤勉手当の年間支給月数の改定は実施しないこととし、引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給する。

2. 年齢による昇給の抑制の見直しについて

人事委員会勧告における提案とおりにする。

3. 扶養手当における認定要件の見直しについて

平成31年3月31日において、年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族たる場合には、平成31年度に限り、扶養親族として認定する。父母について、同年4月1

場を作っていくことが社会全体の重要な課題になっていく」とし、定年を段階的に65歳まで引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見を出した。一方、「年金支給開始年齢の引上げが進み、無年金期間が拡大する中、退職後十分な所得が得られず、生活への不安が高まる恐れがある。質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力を

3. 技能・業務系人事制度について

我われは、担当技能長職能長職を技能長職にステップアップするための研修的の配置について、「担当技



▲第四地連総決起集会 (豊島工場)

4. 臨時的任用の見直しについて

提案とおりにする。

5. 会計年度任用職員制度の導入について

【最終案参照】小委員会交渉で提示

1 期末手当 1 する。

原則として、任期が6月以上の会計年度任用職員には、導入年度から、定年前の常勤職員と同じ月数を支給する。

方法等は常勤職員と同様と



▲11月21日 第8回中央委員会

の導入や、年間給与を60歳前の7割水準に設定することなどを盛り込んだ。以上を踏まえ、政府は、来年の通常国会において関連法改正案を提出する見込みであり、定年延長の開始時期については、今後検討することとなる。

特別区の2018賃金確定闘争は、こうした国の動向を睨みながらの交渉となった。

7. 第2回拡大闘争委員会



▲11月16日 区長会総会へ四役要請 (区政会館)

の引下げ勧告が出された要因は、昨年の行政系人事・給与制度の見直しにある。⑧8層制の任用制度が6層賃金定期の最重要課題とし、闘いを進めることを全会一致で確認した。



▲11月16日 区長会総会へ四役要請 (区政会館)

8. 最終ヤマ場の動きについて

委員の責任者である副区長会正副会長との会談が持たれた。

副区長会正副会長から示された最終判断および最終案は以下のとおりである。当局側交渉委員から、我われが最重要課題として求めた「本年の勧告を実施しない」という、これまでに例の無い非常に難しい判断が示されたことから、特区連とも相談し、今回の区長会の判断を重く受け止め、提案を受けることとした。

11月12日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第3回・第4回の団体交渉の経過を周知するとともに、「2018賃金確定闘争 最終局面を迎えるにあたって(案)」を全体で確認した。①本年の勧告を実施しないことを強く求める。②業務職給料表は「依然として高い水準にある」としている区長会の認識を改めさせる。③年齢による昇給の抑制の見直しについては、定年延長と併せた協議を求めたい。④扶養手当における認定要件の見直しを行わないことを求める。⑤労使合意に沿った各区における担当技能長職の確実な配置を求める。⑥技能主任職の任用資格基準の緩和を求める。⑦再任用職員の賃金水準を改善するとともに、定年延長を視野に入れた雇用と年金の確実な接続を可能にする。

III 区長会の考え方について

1. 技能主任職の任用資格基準の緩和について

今後、皆さんから、技能主任の任用資格基準に関する課題が示されたときに

2. 担当技能長職の配置について

昨年の妥結結果に基づき、各々がそれぞれ誠意をもって適切に対応するもの

3. 雇用と年金の接続について

人事院の意見を慎重に分析していくとともに、政府団体の動向を注視していく。民間におけ



▲第二地連要請行動 (文京区民センター)

IV 区長会の最終判断および最終案 に対するわが組合の判断について

1. 勧告の取扱いについて

本年の特別区人事委員会の無い月例給の大幅な引下げは、勧告制度史上最悪の引下げとなった。10月10日の区長会要請行動では、

区長会会長からも、「過去の勧告の取扱いに関する考へを示さなかったが、最終非常に厳しいものと受け止めていた」、「大変難しい判断をしなければならぬ」という発言があった。

今賃金確定期において我々が最も望んだ獲得目標は、勧告制度史上過去に例

という考えを明らかにした。公務員の労働基本権が制約されている中で、第三者機関である人事委員会が行

2. 年齢による昇給の抑制の見直しについて
提案どおり、「職員が55歳に達した年度の翌年度以降の昇給において、4号抑

3. 扶養手当における認定要件の見直しについて
平成31年3月31日において、年間収入額が130万

う勧告は、職員の利益を保護するものでなければならぬ。今回の区長会が示した結論は、非常に難しい政治的な判断があったものと思われる。特別区の責任者として自主的・主体的な判断をしたものとして、評価ができる。

制する」としたことは、不満が残るものである。

円以上140万円未満で認定されている扶養親族たる



▲第五地連総決起集会（墨田ユートリヤ）



▲11月16日 座り込み行動（区政会館）

4. 臨時的任用の見直しについて
清掃職場における任用方法

法を明らかにする必要がある

5. 会計年度任用職員制度の導入について
会計年度任用職員の期末同様とする。支給月数に

手当てについて、「任期が6月以上の会計年度任用職員に対し、支給する。手当額 勤職員と同じ月数を支給する」としたことは、評価が

6. 技能主任職の任用資格基準の緩和について
技能主任職の任用資格基準の内容について、慎重に検討

の緩和については、「今後、皆さんから、技能主任の任用資格基準に関する課題が示されたときには、その

7. 担当技能長職の配置について
昨年の要結結果に基づき、各々がそれぞれ誠意を

もって適切に対応するもの

8. 雇用と年金の接続について
人事院の意見を慎重に分析していくとともに、政府

の検討に加え、民間における高年齢雇用のあり方や他

V 最後に（今後の取組みについて）

10月22日に提出した6課題・36項目に及ぶ要求項目について、納得できる回答が得られなかったことは、不満が残る。とりわけ、年齢による昇給の抑制の見直しや技能主任職の任用資格基準の緩和については、最終局面でも歩み寄りを引き出せなかったこと、喫緊の課題である雇用と年金の接続を決定させることができなかつたことは、不満が残るものである。

しかし、我々が今賃改正に伴う現在の給与制は、評価できるものであ



以上

▲11月16日 第三波総決起集会（全電通労働会館）